

平成 17 年度 環境省関係税制改正について

平成 16 年 12 月 環境省

1 地球温暖化対策及び大気環境保全対策の推進

(1) 環境税

自由民主党・公明党「平成 17 年度税制改正大綱」に、以下のとおり盛り込まれた。

(平成 16 年 12 月 15 日)

「われわれは、過去とは比べものにならない大量の化石燃料を消費し、豊かで便利な生活を享受している。その反面大量の二酸化炭素を排出し、将来世代に地球温暖化という大きな負の遺産を残している。この事態に対処し、京都議定書の平成 17 年 2 月発効とそれに伴うわが国の責任を踏まえ、地球温暖化対策推進大綱の評価、見直しにも考慮を払いつつ、環境と経済の両立を図ることが重要である。このため、あらゆる政策的手法を総合的に検討した結果を受けて、いわゆる環境税については、必要に応じ、そのあるべき姿について早急に検討する。」

(2) 自動車の低公害化、低燃費化の促進

低公害車の取得に係る税率の軽減措置の延長（地方税：自動車取得税）

[措置内容]

- ・電気自動車（燃料電池自動車含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車
：税率を2.7%分軽減
 - ・ハイブリッド自動車（バス・トラック）
：税率を2.7%分軽減
 - ・ハイブリッド自動車（乗用車）
：税率を2.2%分軽減
- * 営業用自動車には 3.0%、自家用自動車には 5.0%の税率がかかるところ、これらの税率が例えば $3.0 - 2.7 = 0.3\%$ （営業用電気自動車等）、 $5.0 - 2.2 = 2.8\%$ （自家用ハイブリッド自動車（乗用車））等となる。

最新排出ガス規制（平成 17 年規制）適合車（ディーゼルバス・トラック等）の取得に係る税率の軽減措置の延長（地方税：自動車取得税）

[措置内容]

税率を 1.0%分軽減（平成 17 年 10 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日まで）

- * 平成 17 年 9 月 30 日までは既存の措置として、税率を 2.0%分軽減
- * 営業用自動車には 3.0%の税率がかかるところ、税率が $3.0 - 1.0 = 2.0\%$ となり、自家用自動車には、5.0%の税率がかかるところ、税率が $5.0 - 1.0 = 4.0\%$ となる。

低公害車の燃料供給設備（電気充電施設、天然ガス充填設備及び水素充填設備）に係る特例措置の延長（地方税：固定資産税）

[措置内容]

- ・課税標準の特例措置（最初の3年間の課税標準を2/3）

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴う自動車NOx・PM法廃車代替特例の代替車取得期間の変更（地方税：自動車取得税）

(3) 二酸化炭素吸収源対策の推進

山林所得に係る森林計画特別控除の延長（国税：所得税）

[措置内容]

森林施業計画に基づき、立木を伐採又は譲渡した場合、課税所得の計算上、収入金額（伐採等に要した費用を除く）の20%相当額を森林計画特別控除として控除

植林費の損金算入の特例措置の延長（国税：法人税）

[措置内容]

森林施業計画に基づき、造林するための植林費を支出した場合、支出した金額の100分の35に相当する金額以下の金額で当該法人が損金経理をしたものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入

2 循環型社会の実現に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進

登録廃棄物再生事業者の保管施設に係る課税標準の特例措置及び非課税措置の延長（地方税：特別土地保有税・事業所税）

[措置内容]

- ・特別土地保有税：非課税（現在は課税停止）
- ・事業所税：資産割について 課税標準 ... 1/2 控除

産業廃棄物処理用設備（高温焼却装置、ばい煙処理装置及びP C B汚染物等処理用装置）に係る特別償却制度の適用期限を延長。（国税：所得税・法人税）

[措置内容]

- ・特別償却率の割合：初年度 14%

廃棄物の最終処分場に係る埋立終了後の維持管理費用の積み立て（特定災害防止準備金）について、積立金を損金又は必要経費に算入する制度の適用期限を延長
（国税：所得税・法人税）

PFI 選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置の延長
（地方税：固定資産税・都市計画税・不動産取得税）

[措置内容]

- ・固定資産税（家屋及び償却資産）：課税標準 家屋1/2控除、償却資産3/4控除
- ・都市計画税（家屋）：課税標準 1/2 控除
- ・不動産取得税（家屋）：課税標準 1/2 控除

廃棄物処理センターが業務の用に供する土地に係る非課税措置の延長
（地方税：特別土地保有税）

[措置内容]

- ・特別土地保有税：非課税（現在は課税停止）

3 安全・安心な社会の構築

(1) 公害防止対策の推進

揮発性有機化合物排出抑制設備に係る特別償却制度及び固定資産税・事業所税の課税標準の特例措置を新設（国税：所得税・法人税、地方税：固定資産税・事業所税）

[措置内容]

- ・ 所得税・法人税 初年度の特別償却 ... 14%
- ・ 固定資産税 課税標準 ... 1/6
- ・ 事業所税 資産割の課税標準 ... 1/4

公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限を延長

（国税：所得税・法人税）

[措置内容]

- ・ 窒素酸化物抑制設備、汚水処理用設備、ばい煙処理用設備（高煙突を含む）、ダイオキシン類排出削減装置及び特定フロン等破壊等装置 ... 初年度 14%
ただし高煙突及び政令で定める構築物については、初年度 10%

(2) ヒートアイランド対策の推進

緑化施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（地方税：固定資産税）

[措置内容]

（延長：適用期限を2年間延長）

緑化重点地区内において、市町村長の認定を受けた緑化施設整備計画により設けられる緑化施設に係る固定資産税の課税標準を5年間1/2とする。

（拡充）

緑化地域等内において、市町村長の認定を受けた緑化施設整備計画により設けられる緑化施設に係る固定資産税の特例措置を新たに講ずる。

- ・ 緑化率規制対象建築物に係る緑化施設
課税標準を5年間1/3とする（義務の履行に必要な最低限度部分を除く）。
- ・ 緑化率規制対象外建築物に係る緑化施設
課税標準を5年間1/2とする

4 その他

(1) 民間団体による環境保全活動の促進

公益の増進に著しく寄与する法人(特定公益増進法人)の範囲を拡大し、環境の保全を図る活動を行う者に対する助成金の支給又は環境保全に関する普及啓発を主たる目的とする公益法人を追加する要望について

自由民主党・公明党「平成17年度税制改正大綱」に、以下のとおり盛り込まれた。

公益法人制度については、現在、政府において、平成18年の通常国会において法制上の措置等を講ずることを目指し、その抜本的な見直しの検討を進めており、新たな制度の骨格が明らかになった段階で、それに対応した税制上の措置について検討する。